

北九州広域都市計画公園の変更（北九州市決定）

1. 広域都市計画公園中7・6・1号 和布刈公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
風致	7・5・1 (7・6・1)	和布刈公園	北九州市門司区大字門司	40.7ha (39.0ha)	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由  
別紙のとおり

## 広域都市計画公園の決定（変更）の理由書

### 1. 位置及び周辺状況

和布刈公園は、本市の門司区の北部に位置し、関門海峡の対岸間近に本州を望むことができる公園であり、本市を代表する観光地ともなっている。

公園内には、海岸沿いを散策できる観潮遊歩道やプールや大型遊具を有する潮風広場、海峡が一望できる展望デッキなどが整備され、市内外の幅広い年齢層に利用されている。

### 2. 経緯

昭和38年 9月	区域決定（建設省告示第2373号）
昭和47年 6月	名称変更（福岡県告示第659号）
昭和48年12月	区域変更（福岡県告示第1322号）

### 3. 変更理由

現在、観潮遊歩道は、関門海峡の景観を楽しみながら散策できるように、海岸に沿って設けているが、北側の遊歩道は和布刈神社入口部で通路が遮断されている。今回、和布刈神社の境内地の一部を公園計画区域に編入し、この未接続部分周辺を遊歩道と一体となった公園整備を行うことにより、北側の遊歩道の終着広場として利用できるとともに、人道トンネル入口広場前からの海岸側を望む関門海峡の景観の向上など、観光地として更なる魅力向上を図る。

また、関門橋の高架下にあたる和布刈公園内の駐車場広場は、その進入口は狭く危険であり、他の公園施設としての利用が見込めないため、当該箇所を公園計画区域から除外する都市計画変更を行う。

さらに、都市計画公園の番号の付し方において、面積規模の基準に錯誤が生じていたため、今回修正を行うもの。（面積規模の基準 公園面積 10ha 以上～50ha 未満は5番）

新旧対照表

(上段部変更後、下段部変更前)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
風致公園	7・5・1	和布刈公園	北九州市門司区大字門司	40.7h a	【主な施設】 展望デッキ、プール、 遊具、遊歩道、駐車場、 ノーフォーク広場、
	7・6・1			39.0h a	